

官報

号外

平成九年十一月二十日

○第四百一十一回 衆議院會議録 第十二号

平成九年十一月二十日(木曜日)

議事日程 第六号

平成九年十一月二十日

午後零時三十分開議

第一 工場立地法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 工場立地法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

午後零時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第六十五番、中国選挙区選出議員、中林よし子君。

(中林よし子君起立、拍手)

日程第一 工場立地法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、工場立地法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(報告を求めます。商工委員長齊藤斗志二君。

工場立地法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(齊藤斗志二君登壇)

○齊藤斗志二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、工場立地が、地域の実情に応じて周辺環境との調和を図りつつ適正に行われることが必要であることに鑑み、地方に権限を移譲するとともに、より効果的な緑地の整備を推進するための措置等を講じようとするものであります。その主な内容は、

第一に、都道府県及び政令指定都市は、工場内の緑地面積率等について、従来の国が定める準則にかえて、新たに国の定める基準の範囲内において、周辺環境を勘案した地域率則を条例により定めることができるものとすること、

また、工場立地に係る届け出の受理、勧告及び変更命令等の主体を、国から都道府県及び政令指定都市に移譲すること、

第二に、工場内の緑地面積率等について、工業団地における特例に加え、工業集合地における隣接緑地等に係る特例措置を導入することなどであります。

本案は、去る十月二十四日当委員会に付託され、十一月五日堀内通商産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月十八日に質疑を行い、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会

出席國務大臣

通商産業大臣 堀内 光雄君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

許可等の有効期間の延長に関する法律

一、昨十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十四日付をもって橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、平成八年十月二十日執行の衆議院議員総選挙において当選した中国選挙区選出議員正森成二君の辞職に伴う繰上補充により、平成九年十一月十三日中林佳子君が当選人と決

平成九年十一月二十日 衆議院會議録第十二号 議長の報告

定、同月十四日当通告し、当選証書を付与した旨の報告書を受領した。

(政府委員承継)

一、去る十八日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十一回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政
審議室長
兼内閣総理大臣官
房外政審議室長
平林 博

(政府委員任命)

一、去る十八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、十八日議長において承認した平林博を、同日第百四十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏 名	異動後の官職名	異動年月日
内閣官房 審議室長 兼内閣総 理大臣官 房外政審 議室長 事務代理 房外政審 議室長 務代理	門司健次郎	(解 職)	平九・二・六

(当選証書対照)

一、中国選挙区において繰上補充により当選した議員中林佳子君に対し、去る十四日当選証書の対照を終わった。

(必召議員)

一、去る十四日、召集に応じた議員は、次のとおりである。

比例代表選出
中 国
中林 佳子君

(議席変更)

一、去る十四日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

原席	新席
三六	辻 第一君
四五	藤田 スミ君
七一	矢島 恒夫君

(議席指定)

一、去る十四日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

六五 中林よし子君
(兼任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり兼任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任	補欠
熊谷 市雄君	石崎 岳君
園田 修光君	棚橋 泰文君
石崎 岳君	熊谷 市雄君

棚橋 泰文君
衆議院運営委員
辞任
補欠

江波 聡徳君

中野 正志君

川内 博史君

渡辺 周君

小坂 憲次君

堀込 征雄君

田村 憲久君

松本 純君

近藤 昭一君

肥田美代子君

前田 武志君

樹屋 敬悟君

斎藤 鉄夫君

大野 松茂君

中村 鋭一君

土井たか子君

滝 実君

石崎 岳君

若松 謙維君

田村 憲久君

松本 純君

肥田美代子君

近藤 昭一君

堀込 征雄君

前田 武志君

江波 聡徳君

中野 正志君

渡辺 周君

川内 博史君

小坂 憲次君

樹屋 敬悟君

斎藤 鉄夫君

滝 実君

若松 謙維君

北沢 清功君

石崎 岳君

大野 松茂君

中村 鋭一君

北沢 清功君
土井たか子君
一、去る十八日、議長において、次のとおり兼任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

白川 勝彦君

新藤 義孝君

武部 勤君

村田敬次郎君

伊藤 達也君

大村 秀章君

木村 隆秀君

竹本 直一君

林 幹雄君

鴨下一郎君

久保 哲司君

樹屋 敬悟君

斎藤 鉄夫君

久保 哲司君

伊藤 茂君

保坂 展人君

伊藤 茂君

文政委員

愛野興一郎君

古賀 正浩君

竹本 直一君

大村 秀章君

林 幹雄君

木村 隆秀君

鴨下一郎君

新藤 義孝君

村田敬次郎君

白川 勝彦君

武部 勤君

伊藤 達也君

樹屋 敬悟君

久保 哲司君

伊藤 茂君

保坂 展人君

伊藤 茂君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

労働委員

原口 一博君

吉田 幸弘君

古賀 正浩君

吉田 幸弘君

飯島 忠義君

長勢 甚遠君

大野 松茂君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

松本 純君

原口 一博君

吉田 幸弘君

愛野興一郎君

旭道山和泰君

飯島 忠義君

長勢 甚遠君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

岩國 哲人君

前田 武志君

(常任委員補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

決算委員

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辞任

下村 博文君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

下村 博文君

中林よし子君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

平沢 勝栄君

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

大蔵委員会

付託

預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

大蔵委員会

付託

預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

農林水産委員会

付託

法律案(内閣提出第九号)

求に対し、議長は去る十八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、港湾に関する事項

五、海上保安に関する事項

六、観光に関する事項

七、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十一月十八日

運輸委員長 大野 功統

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一、労働委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十九日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、労働関係の基本施策に関する事項

一、調査する事項

一、労働関係の基本施策に関する事項

一、調査する事項

一、労働関係の基本施策に関する事項

一、調査する事項

一、労働関係の基本施策に関する事項

一、調査する事項

二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

労働行政の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を教したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成九年十一月十九日

労働委員長 玉置 一弥

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国における外国人課税部員の把握に関する質問主意書(西村眞悟君提出)

(質問書撤回及び通知)

一、昨十九日、議員から次の質問主意書を撤回する旨の申し出があり、その旨内閣に通知した。

米子市が誘致を予定している「場外馬券売り場(ウィンズ)」に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

(答弁書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員草川昭三君提出医薬品の適正使用に関する質問に対する答弁書

平成九年十月二十一日提出
質問 第五号

提出者 草川 昭三

提出者 草川 昭三

医薬品の適正使用に関する質問主意書

医療保険改革は橋本内閣の目指す行政改革の主要課題である。先の国会でも国民医療費二十八兆円体制の中で約三十%を占める薬剤費比率が議論されたところである。また与党三党の医療保険制度改革協議会は、現在の薬価基準制度に代わる制度としてドイツの例を参考にした日本型参照価格制度の導入を決めたと聞く。医薬品の適正使用を推進する立場から以下の質問をする。

一 現在、いわゆる参照価格制度を導入している国はどこか。導入時期を明記した上、それぞれの特徴と違いが分かるよう国別に説明された。また、同制度の導入前後で薬剤費と患者負担額がどのように変化したのか、併せて説明されたい。

二 ドイツでは同制度導入当初で全薬剤の十六%、現在でも六十%程度しか対象としておらず、対象外の薬剤は高騰したと聞くが事実か。また六十%程度しか対象としていない理由は何か。

三 医療機関が発行した院外処方せんの発行枚数を過去五年間にわたり年度ごとに明らかにされたい。

四 厚生省はいわゆる「面分業」を推進しているが現実には門前薬局や大型チェーン調剤薬局が全国の処方せんのかんりの部分を占めていると聞くが、毎月三百枚以上五百枚未満、五百枚以上千枚未満、千枚以上二千枚未満、二千枚以上の処方せんを取り扱う薬局の数をそれぞれ明らかにされたい。

五 調剤報酬における調剤基本料は、処方せん枚数および集中率によって決められる。全国の請求薬局のうち次の①、②、③、④の比率は、どのような割合になっているのか、説明されたい。

① 特定の医療機関の処方せん集中率七十%以下の薬局で、処方せん枚数四千枚以下の場合。

② 特定の医療機関の処方せん集中率七十%以下の薬局で、処方せん枚数四千枚超の場合。

③ 特定の医療機関の処方せん集中率七十%超の薬局で、処方せん枚数四千枚以下の場合。

④ 特定の医療機関の処方せん集中率七十%超の薬局で、処方せん枚数四千枚超の場合。

六 全国の国立大学付属病院の処方せん発行率およびいわゆる門前薬局の実情を明記の上、明らかにされたい。また、門前薬局のうち国立

大学関係の共済団経営の薬局数を明らかにされたい。

七 ドイツの参照価格制度における次の①～⑩のジャンルの錠剤カプセルの包装種別価格(N1・N2・N3)を明らかにされたい。

① Analgetika(解熱鎮痛薬)

② Antiarhythmika(不整脈用薬)

③ Antibiotika/Chemotherapeutika(抗生物質/化学療法薬)

④ Antidiabetika(糖尿病治療薬)

⑤ Beta-Rezeptorenblocker/Calciumantagonisten/ACE-Hemmer(β遮断薬/Ca拮抗薬/ACE阻害薬)

⑥ Broncholytika/Antiasthmatica(気管支拡張薬/喘息薬)

⑦ Hypnotika/Sedativa(睡眠薬/安定剤)

⑧ Kardika(強心剤)

⑨ Koronarmittel(冠拡張薬)

⑩ Lipidsenker(脂質低下薬)

⑪ Magen-Darm-Mittel(胃腸薬)

右質問する。

内閣衆質一四一第五号

平成九年十一月十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員草川昭三君提出医薬品の適正使用に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員草川昭三君提出医薬品の適正使
用に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のいわゆる参照価格制度は、公的な医
療保障制度の給付において医薬品について償還
する際に、一定の分類ごとに償還される額の
上限となる参照価格を設定するものである。こ
のような参照価格制度の各国の導入の状況につ
いては、ドイツの一般地区疾病金庫連合会研究所
(Wissenschaftliches Institut der AOK)が千
九百九十三年に発表した調査によると、ドイ
ツ、オランダ及びデンマークにおいて、それぞ
れ千九百八十九年、千九百九十年及び千九百
九十三年に導入されており、ドイツにおいて
は、特許権の有効期間を経過した医薬品が対象
となり、オランダにおいては、革新的な医薬品
以外の医薬品が対象となり、デンマークにおい
ては、複数の企業により同一の成分、包装、用
法及び用量で供給される医薬品のみが対象とな
る等、それぞれの国において対象となる医薬品
の範囲、分類方法等に相違がある。
また、参照価格制度の導入前後における薬剤

費の変化については、ドイツにおいては、一般
地区疾病金庫連合会(AOK)が発行した「ドイツ
薬剤処方報告書(千九百九十四年版)」「Arznei-
verordnungs-Report 1994)によると、外来診
療に係る薬剤費の対前年比増加率は、同制度の
導入の前年である千九百八十八年は八・四パー
セント、千九百八十九年は〇・五パーセント、
千九百九十年は六・三パーセント、千九百九十
一年は十・九パーセントとなっている。オラン
ダ及びデンマークにおける参照価格制度の導入
前後における薬剤費の変化については、適当な
資料がないため、承知していない。

参照価格制度の導入前後における患者負担額
の変化については、いずれの国についても、適
当な資料がないため、承知していない。

二について

ドイツにおいて、医師の処方に係る医薬品の
うち参照価格制度の対象となる医薬品が占める
割合は、企業疾病金庫連邦連合会(Bundesver-
band der Betriebskrankenkassen)の調査に
よると、同制度が導入された千九百八十九年
には約十六パーセントであったが、千九百九十六
年には約五十九パーセントとなっており、千九
百九十三年にドイツ連邦共和国政府がまとめた
「医薬品の参照価格に関する規則の経験につ
いての連邦政府報告」(Bericht der Bundesre-
gierung über die Erfahrungen mit den
Regelungen über Festbeträge für Arznei-
mittel)によると、同制度の対象とならない医

薬品の価格は上昇したとされている。また、参照
価格制度の対象となる医薬品が六十パーセント
程度である理由は、詳細には承知していないが、
特許期間中の医薬品が同制度の対象となってい
ないことも一つの要因であると考えている。

三について

医療機関が発行した院外処方せんの総数は統
計として把握していないが、社会保険診療報酬
支払基金発行の「基金年報(平成七年度版)」及び
厚生省発行の「国民健康保険事業年報(平成七年
度版)」における各年度の保険薬局の調剤報酬点
数表における調剤基本料の算定に係る処方せん
の受付回数(一定の場合、複数の処方せんを受
け付けても一回と数える。以下「処方せん受付
回数」という。)を合計すると、平成三年度が約
一億六千四百九十九万回、平成四年度が約一億八
千七百四十四万回、平成五年度が約二億二百二十四
万回、平成六年度が約二億三千八百九十九万回、平
成七年度が約二億六千五百八十七万回である。

四について

お尋ねについて、全国の薬局数は統計を作成
していないため把握していないが、中央社会保
険医療協議会が平成七年六月に示した医療経済
実態調査報告によると、全国の保険薬局から抽
出された六百十二の保険薬局中、一か月当たり
の処方せん枚数が三百枚以上五百枚未満である
保険薬局が三十四、五百枚以上千枚未満である
保険薬局が百二十一、千枚以上二千枚未満であ
る保険薬局が二百五十五、二千枚以上である保
険薬局が百九十八である。

五について

厚生省において平成八年五月分の調剤報酬明
細書から抽出した五万五千五百四十件について
調査したところ、処方せん受付回数が四千回以
下で特定の保険医療機関に係る処方せんによる
調剤の割合(以下「集中率」という。)が七十パー
セント以下の保険薬局、処方せん受付回数が四
千回超で集中率が七十パーセント以下の保険薬
局(処方せん受付回数が六百回以下で集中率が
七十パーセント超のものを含む。)、処方せん受
付回数が四千回以下で集中率が七十パーセント
超の保険薬局(処方せん受付回数が六百回以下
で集中率が七十パーセント超のものを除く。)、及
び処方せん受付回数が四千回超で集中率が七十
パーセント超の保険薬局により行われた調剤報
酬請求件数の比率は、それぞれ十二パーセン
ト、四パーセント、六十九パーセント及び十四
パーセントである。

六について

平成八年度の国立大学医学部附属病院におけ
る処方せんの発行総数に対する院外処方せんの
割合(院外処方せん発行率は、次の表のとおり
であるが、いわゆる門前薬局については、明確
な定義がなく対象が特定されなかったため、その実
情及び数は把握していない。また、国立大学医
学部における医学研究の奨励及び助成、職員及
び学生に対する福利厚生等を主たる目的として
設立された財団法人が経営する薬局の数は二十
三である。

大 学	院外処方せん発行率(%)	大 学	院外処方せん発行率(%)
北海道大学	七四・五	旭川医科大学	四六・七
弘前大学	六三・八	東北大学	四一・九
秋田大学	八五・九	山形大学	五九・〇
筑波大学	三五・五	群馬大学	四七・四
千葉大学	六九・六	東京大学	八三・八
東京医科歯科大学	四七・二	新潟大学	六四・三
富山医科薬科大学	四八・四	金沢大学	四五・八
福井医科大学	六二・三	山梨医科大学	五九・六
信州大学	六〇・九	岐阜大学	六五・四
浜松医科大学	二四・八	名古屋大学	二九・〇
三重大学	五〇・五	滋賀医科大学	二三・八
京都大学	六八・三	大阪大学	二・三
神戸大学	六〇・七	鳥取大学	六五・三
島根医科大学	七・九	岡山大学	四七・八
広島大学	三九・七	山口大学	七八・一
徳島大学	七三・六	香川医科大学	六三・三
愛媛大学	六三・九	高知医科大学	九・七

九州大学	四六・三	佐賀医科大学	〇・三
長崎大学	七七・一	熊本大学	三五・二
大分医科大学	二三・六	宮崎医科大学	一・八
鹿児島大学	三一・六	琉球大学	五三・五

七について

ドイツの参照価格制度における御指摘の①から⑩までの薬効分類別の錠剤又はカプセルの包装種別価格(N1・N2・N3)について、同国で発行されている医薬品集である「Rote Liste 1997」から主な例を挙げると、次の表のとおりである。

薬 効 分 類	主な錠剤又はカプセルの成分名、分量、剤型及び製品名	包装種別価格(ドイツマルク)
① Analgetika (解熱鎮痛薬)	アセチルサリチル酸五〇〇ミリグラム錠 Aspro 500	N2(数量二) 二・八八 N2(数量一〇) 四・二六
	イブプロフェン二〇〇ミリグラム錠 Optidon 200	N1(数量一〇) 四・二九 N2(数量三〇) 一〇・七二
	イブプロフェン二〇〇ミリグラム発泡錠 Optidon 200	N1(数量一〇) 四・二九
	リン酸ジソピラミド一九三・二ミリグラム徐放錠 Diso-Durles	N2(数量五〇) 四九・七五 N3(数量一〇〇) 九〇・六一
	塩酸プロパフェノン一五〇ミリグラム錠 Propafen-BASF 150	N1(数量二〇) 二六・〇五 N2(数量五〇) 五六・五二 N3(数量一〇〇) 一〇一・五八
② Antiarrhythmika (不整脈用薬)		

③ Antibiotika / Chemotherapeutika (抗生物質 / 化学療法薬)	塩酸プロパフェノンニ〇〇ミリグラム錠 Propafen-BASF 300	N 1 (数量一〇) 四三・四〇 N 2 (数量五〇) 九四・一九 N 3 (数量一〇〇) 一六九・二二
	塩酸テトラサイクリン五〇〇ミリグラム錠 Tetracyclin 500	N 1 (数量一〇) 八・七一 N 2 (数量一〇) 一五・〇四 N 3 (数量一〇〇) 二六・九九
	メトロニダゾール四〇〇ミリグラム錠 Clont 400	N 1 (数量一〇) 一三・九二 N 2 (数量一〇〇) 四〇・一八 N 3 (数量一〇〇) 八・四一 N 2 (数量一〇〇) 二四・二五
④ Antidiabetika (糖尿病用薬)	トルブタミド一グラム錠 Artosin 1.0	N 1 (数量一〇) 一三・九二 N 2 (数量一〇〇) 四〇・一八 N 3 (数量一〇〇) 八・四一 N 2 (数量一〇〇) 二四・二五
	トルブタミド〇・五グラム錠 Artosin	N 1 (数量一〇) 一三・九二 N 2 (数量一〇〇) 四〇・一八 N 3 (数量一〇〇) 八・四一 N 2 (数量一〇〇) 二四・二五
	グリベンクラミド二・五ミリグラム錠 Euglucon N	N 1 (数量一〇) 一一・〇五 N 2 (数量一〇〇) 二八・四六 N 3 (数量一〇〇) 六・八九 N 2 (数量一〇〇) 一七・七一
⑤ Beta-Rezeptorenblocker / Calciumantagonisten / ACE-Hemmer (β遮断薬 / Ca拮抗薬 / ACE阻害薬)	塩酸アルプレノロールニ〇〇ミリグラム徐放錠 Aptin-Duriles	N 1 (数量一〇) 五〇・六三 N 2 (数量五〇) 七八・八九 N 3 (数量一〇〇) 一四四・〇〇
	ニフェジピン一〇ミリグラムカプセル Adalat	N 1 (数量一〇) 一七・三五 N 2 (数量五〇) 二六・五八 N 3 (数量一〇〇) 四七・四三
	ニフェジピン五ミリグラムカプセル Adalat 5	N 1 (数量一〇) 九・九七 N 2 (数量五〇) 一五・二六
⑥ Broncholytika / Antiasmatica (気管支拡張薬 / 喘息薬)	臭化水素酸フェノテロール二・五ミリグラム錠 Berotec	N 1 (数量一〇) 九・一七 N 2 (数量五〇) 二〇・二七 N 3 (数量一〇〇) 三六・九八
	テオフィリン二七〇ミリグラム徐放錠 Solosin retard	N 1 (数量一〇) 一四・二三 N 2 (数量五〇) 三一・五〇 N 3 (数量一〇〇) 五七・五二
	テオフィリン一三五ミリグラム徐放錠 Solosin retard mite	N 1 (数量一〇) 九・七九 N 2 (数量五〇) 二一・六四 N 3 (数量一〇〇) 三九・五〇
⑦ Hypnotika / Sedativa (睡眠薬 / 安定剤)	塩酸フルラゼパム三〇ミリグラム錠 Dalmadorm	N 1 (数量一〇) 八・一四 N 2 (数量一〇) 一五・一八
	ジゴキシン〇・二五ミリグラム錠 Lenoxin	N 3 (数量一〇〇) 一九・七六
	ジゴキシン〇・二五ミリグラム錠 Lenoxin	N 3 (数量一〇〇) 一四・九三
⑧ Kardiotika (強心剤)	ジゴキシン〇・二五ミリグラム錠 Lenoxin	N 3 (数量一〇〇) 一九・七六
	ジゴキシン〇・二五ミリグラム錠 Lenoxin	N 3 (数量一〇〇) 一四・九三
	ジゴキシン〇・二五ミリグラム錠 Lenoxin	N 3 (数量一〇〇) 一四・九三

⑨ Koronarmittel (冠拡張薬)	ニトログリセリン〇・ハミリグ ラムカプセル Coro-Nitro Zerberi β kapseln 0,8	N 1 (数量二〇) N 2 (数量五〇)	四・五四 八・九五
	クロフィブラート五〇〇ミリグラ ムカプセル Regelan N 500	N 3 (数量一〇〇)	四七・〇四
⑩ Lipidsenker (脂質低下薬)	ベザフィブラート二〇〇ミリグラ ム錠 Cedur	N 2 (数量五〇) N 3 (数量一〇〇)	三一・五九 五七・〇九
	ベザフィブラート四〇〇ミリグラ ム徐放錠 Cedur retard	N 1 (数量三〇) N 3 (数量一〇〇)	四二・六二 一一九・〇九
⑪ Magen・Darm・ Mittel(胃腸薬)	シメチジン二〇〇ミリグラム錠 Tagamet 200	N 2 (数量五〇) N 3 (数量一〇〇)	四〇・四二 七五・三三
	シメチジン四〇〇ミリグラム錠 Tagamet 400	N 1 (数量二〇) N 2 (数量五〇) N 3 (数量一〇〇)	三一・八一 七一・四四 一三五・〇〇
	シメチジン八〇〇ミリグラム錠 Tagamet 800	N 1 (数量一五) N 2 (数量二〇) N 2 (数量五〇) N 3 (数量一〇〇)	四四・〇二 八二・〇五 一二九・八五 二四一・九七
	パンクレアチンカプセル Panzytrat 40,000	N 1 (数量五〇) N 2 (数量一〇〇) N 3 (数量二〇〇)	八八・四〇 一五九・〇八 二八六・二六

工場立地法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年十月十五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

工場立地法の一部を改正する法律

工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「きいて」を「聴いて」に改め、第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる事項の特例に関する次に掲げる事項

イ 工業団地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。)に工場又は事業場を設置する場合に、工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの

ロ 工業集落地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する一団の土地(工業団地を含むものを含む。)をいう。以下同じ。)に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集落地に工場又は事業場

を設置する場合に、工業集落地及び緑地又は環境施設について一体として配慮することが適切であると認められるもの

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 都道府県は、当該都道府県の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項(以下この条において「緑地面積率等」という。)に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「地域準則」という。)を定めることができる。

2 通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 第一項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

第六条第一項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣を」当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に

「都道府県知事」という。に、「きいて」を「聴いて」に改め、第五号を次のように改める。

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設及び第四号第一項第二号の省令で定める施設の配置(次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)

イ 工業団地に特定工場の新設をする場合
当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の省令で定める施設の面積及び環境施設の配置

ロ 工業集落地に特定工場の新設をする場合であつて、第四号第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとするとき
当該工業集落地に隣接する一団の土地に計画的に整備される緑地又は環境施設(以下この号及び第八号第一項第二号において「隣接緑地等」という。)の面積、当該環境施設の配置並びに隣接緑地等の整備につき当該工業集落地に工場又は事業場を設置する者が負担する費用の総額(第八号第一項第二号において「負担総額」という。)及び当該特定工場の新設をする者が負担する費用
第六号第一項第六号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を削る。

第七号第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所

管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
第八号を次のように改める。

(変更の届出)

第八号 第六号第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六号第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更(前条第一項の省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項)を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該変更が、指定地区の指定のあつた現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六号第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合 その旨及び同号の事項

二 当該変更が、工業集落地に設置されている特定工場についての第六号第一項第二号、第四号又は第五号の事項に係る変更で、隣接緑地等につき第四号第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合 その

旨、隣接緑地等の面積、当該隣接緑地等における環境施設の配置並びに負担総額及び当該変更をする者が負担する費用

2 第六号第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
第九号第一項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第二号中「きわめて」を「極めて」に改め、同条第二項中「特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、「通商産業大臣に協議して」を削り、同項第一号中「準則」の下に「(第四号の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則を含む。)」を加える。

第十号第一項中「特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に、「行なわれる」を「行われる」に、「きわめて」を「極めて」に改め、「通商産業大臣に協議して」を削る。
第十一号第二項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、「のうち第六号第一項第五号及び第六号の事項以外の事項」を削り、同条第三項を削る。

第十二号第一項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を削る。
第十三号第三項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を削る。

第十四号第一項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を削る。

事に改め、同条第四項を削る。
第十五条の五を削り、第十五条の四を第十五条の五とし、第十五条の三の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第十五条の四 この法律の規定により、都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。
第十六条中「十万円」を「五十万円」に改める。
第十七条中「五万円」を「三十万円」に改める。
第十八条中「五万円」を「二十万円」に改める。
第十九条中「第十二号第一項」を「第十二条」に、「三万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に通商産業大臣及び当

該特定工場に係る事業を所管する大臣にされた改正前の工場立地法第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出に係る勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中、「新法第六條第一項第二号」を、「工場立地法第六條第一項第二号」に、「当該新法特定工場内の新法を」同項に規定する特定工場(以下「特定工場」という。)内の同法に、「新法第六條第一項第六号」を「同法第六條第一項第六号」に、「当該新法特定工場の」を「当該特定工場の」に、「(新法)を」(同法)に、「行なわれる」を「行われる」に、「及び新法」を「及び同法」に、「通商産業大臣及び当該新法特定工場に係る事業を所管する大臣を」都道府県知事に改め、同條第二項中「新法第七條第二項」を「工場立地法第七條第二項」に、「新法第七條第一項」を「同法第七條第一項」に改める。

附則第三條の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第三條の二 前條第一項の規定により、都道府県知事の権限に属するものとされている事務

は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、前條第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

附則第四條第一項中「前條第一項」を「第三條第一項」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

(工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行前に通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣にされた前條の規定による改正前の工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三條第一項の規定による届出に係る勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為並びに附則第二條及び前條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地価税法の一部改正)

第六條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「公表された同項の準則を」同項の規定により公表された同項の準則又は同法第四條の二第一項(工場立地に関する地域準則)の規定により定められた同項の地域準則に改める。

理由

工場立地が周辺の地域の生活環境との調和を一層図りつつ行われる必要があることにかんがみ、工業集落地に隣接して整備される緑地等が周辺の地域の生活環境の改善に寄与する場合の特例制度を導入するとともに、地方公共団体が工場内の緑地等の面積の割合に関する事項について国が定める基準の範囲内において地域の実情を踏まえた地域準則を定めることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

工場立地法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、工場立地が周辺の地域の生活環境との調和を一層図りつつ行われる必要があることにかんがみ、地方公共団体へ権限を移譲する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県による緑地面積率等の設定

(一) 都道府県は、工場内の緑地等の面積の割合

合に関する事項(以下「緑地面積率等」という。)について、条例で、(二)の新たに国の定める基準の範囲内において、通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣が定める準則に代えて適用すべき地域準則を定めることができる。

(二) 通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地等の整備の必要の程度に応じて、区域の区分ごとの基準を公表する。

2 届出先等の都道府県知事への変更

(一) 特定工場の新設をしようとする者等が必要事項を届け出る際の届出先を通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣から都道府県知事に変更する。

(二) (一)の届出のあった場合における勧告、変更命令及び実施の制限期間の短縮の主体を通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣から都道府県知事に変更する。

3 政令指定都市の特例

本法の規定により都道府県又は都道府県知事が行うこととされている事務については、政令指定都市又は政令指定都市の長が行う。

4 工業集落地等に工場等を設置する場合の特例

(一) 緑地面積率等に関し、工業団地における

特例に加えて、工業集合地(製造業等に係る二以上の工場等が集中して立地する一団の土地をいう。)に隣接する一団の土地に緑地等が計画的に整備されることにより周辺地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地に工場等を設置する場合の特例を導入する。

(二) 工業集合地に特定工場の新設等をする場合であつて、工業集合地の特例の適用を受けようとするときには、工業集合地に隣接して整備される隣接緑地等の面積及びその整備につき当該特定工場の新設等をする者が負担する費用等を届け出る。

5 その他

(一) 罰則の規定その他所要の改正を行う。

(二) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、近年の地方分権の推進及び規制緩和の要請等に応じ、地域の実情に応じた緑地等の整備を行うことにより、工場立地を周辺地域の生活環境と一層の調和を図りつつ行うための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成九年十一月十八日

商工委員長 斉藤斗志二

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

工場立地法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法に係る規制の見直しにおいては、工場と周辺環境との調和に十二分な配慮をすること。

また、準則の改正等に当たっては、効果的な緑地等の整備が推進されるとともに、工業集合地における特例措置については、隣接緑地等の適正な認定により、環境の保全に資することとなるよう努めること。

二 地方への権限の移譲に当たっては、地方の自主性を極力尊重するとともに、地域準則の基準等の適時適切な見直し等を行い、地方分権の趣旨と整合性のとれた措置が講じられるよう努めること。

三 地域経済の発展及び産業の適正配置の観点から、工場等制限制度の見直しを始めとする工場立地施策のあり方等についての検討を深めること。

四 企業が地域市民の一員として地域と共生することを促進するため、工場内の環境施設(緑地を含む)を可能な限り市民が利用できるよう検討を行うこと。

平成九年十一月二十日 衆議院会議録第十二号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第七号の発送は都合により後日となる
ため、第十二号を先に発送しました。)

発行所	
〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 送料 別)	本号一部 一〇〇五円